

令和6年度県税の税率等

(6. 4. 1現在)

税目	課税標準等	税率	納期
県民税	<p>1 個人 (1) 県内に住所を有する個人…………… 均等割及び所得割 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者 ……………均等割</p> <p>2 法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 …均等割及び法人税割 (2) (イ) 県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの ……………均等割 (ロ) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの ……………法人税割</p>	<p>1 個人 (1) 均等割 1,000円 (2) 所得割 4%</p> <p>2 法人 (1) 均等割 イ 次に掲げる法人 ………………年額2万円 a 法人税法第2条第5号の公共法人及び第24条第5項に規定する公益法人等のうち、第25条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの(同法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) b 人格のない社団等(収益事業を行うものに限る。) c 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。) ※平成20年12月1日以後に開始する事業年度分から適用 d 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(aからcまでに掲げる法人を除く。) e 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びdに掲げる法人を除く。以下ロ～ホにおいて同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるもの ロ 資本金等の額が1千万円を超える法人 ………………年額5万円 ハ 資本金等の額が1億円を超える法人 ………………年額13万円 ニ 資本金等の額が10億円を超える法人 ………………年額54万円 ホ 資本金等の額が50億円を超える法人 ………………年額80万円 (2) 法人税割 平成3年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割 5.8% (4.0%) 【1.8%】 ただし、次に掲げる法人で法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のもの 5.0% (3.2%) 【1.0%】 イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ロ 資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。) ハ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり収益事業を行うもの ※()中の税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用</p>	<p>1 個人 (1) 賦課徵収は市町村が市町村民税の賦課徵収と併せて行う (2) 納付(納入)期限は市町村民税と同じ</p> <p>2 法人 (1) 確定申告 各事業年度終了日の翌日から2月以内(会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しない場合で、法人税について承認を受けているときは3月以内。また、定期総会が3月以内に招集されない常況にあると認められる等、一定の要件を満たす場合には、3月を超える6月を超えない月数の期間内または3月を超える月数の期間内) (2) 中間申告 事業年度が6月を超える法人(新設内国法人を除く。)で一定のものについては当該事業年度開始の日から6月を経過した日以後2月以内 (3) 清算法人 (イ) 各事業年度終了日の翌日から2月以内 (ロ) 残余財産確定の日の翌日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われ)</p>

税目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
		【】中の税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用	れるときは、その行われる前日まで) (4) 公共法人及び公益法人等で均等割のみを課されるものは4月30日まで
	3 利子割 支払を受けるべき利子等(特定公社債以外の公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等並びに定期積金、抵当証券、金投資口座、一時払養老保険等の金融類似商品の収益の分配等)の額	3 利子割 5 %	3 利子割 前月分を毎月10日まで
	4 配当割 支払いを受けるべき特定配当等(一定の上場株式等の配当等、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募の収益の分配、特定目的信託の社債的受益証券の剩余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金、特定投資法人の投資口の配当等)の額	4 配当割 5 % (平成25年12月31日以前は3%)	4 配当割 前月分を毎月10日まで
県民税	5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額(源泉徴収口座(=所得税において源泉徴収を選択した特定口座)に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡益、源泉徴収口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益)	5 株式等譲渡所得割 5 % (平成25年12月31日以前は3%)	5 株式等譲渡所得割 前年分を毎年1月10日まで

税目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
事業税	<p>1 法人</p> <p>(1) 収入割 電気供給業、ガス供給業及び保険業…… 各事業年度の収入金額</p> <p>(2) 付加価値割 外形標準課税の対象法人（資本金の額1億円超の普通法人）…… 各事業年度の収益配分額（報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料）+単年度損益</p> <p>(3) 資本割 外形標準課税の対象法人…… 各事業年度の資本金等の額</p> <p>(4) 所得割 イ 外形標準課税の対象法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 ロ 特別法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 ハ その他の法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 (※平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得に対する所得割が廃止となっている)</p>	<p>1 法人</p> <p>(1) 収入割 イ 電気供給業（小売電気事業・発電事業、特定卸供給事業（以下「小売電気・発電事業等」という。）を除く）、導管ガス供給業及び保険業を行う法人……【0.9%】((1.0%)) ロ 小売電気・発電事業等を行う法人……<0.75%> ※特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度分から適用 ハ 特定ガス供給業を行う法人…… {0.48%}</p> <p>(2) 付加価値割 イ 電気供給業・ガス供給業・保険業を除く事業を行う法人……0.48%《0.72%》 [1.2%] ロ 小売電気・発電事業等を行う法人……<0.37%> ハ 特定ガス供給業を行う法人…… {0.77%}</p> <p>(3) 資本割 イ 電気供給業・ガス供給業・保険業を除く事業を行う法人……0.2%《0.3%》 [0.5%] ロ 小売電気・発電事業等を行う法人……<0.15%> ハ 特定ガス供給業を行う法人…… {0.32%}</p> <p>(4) 所得割 イ 外形標準課税の対象法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……【4.3%】《3.1%》 [0.7%] ((1.0%)) b a以外の法人…… {1.0%} ……所得のうち年400万円以下の金額 【2.2%】《1.6%》 [0.3%] ((0.4%)) ……所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額 【3.2%】《2.3%》 [0.5%] ((0.7%)) ……所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 【4.3%】《3.1%》 [0.7%] ((1.0%)) ロ 特別法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……【4.6%】((4.9%)) b 小売電気・発電事業等を行う法人……<1.85%> c a及びb以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【3.4%】 ((3.5%)) ……所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 【4.6%】 ((4.9%)) ハ その他の法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……【6.7%】 ((7.0%)) b 小売電気・発電事業等を行う法人……<1.85%> c a及びb以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【3.4%】 ((3.5%)) ……所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額 【5.1%】 ((5.3%)) ……所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 【6.7%】 ((7.0%))</p>	<p>1 法人</p> <p>(1) 確定申告 各事業年度終了日の翌日から2月以内（会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しない場合で知事の承認があるときは3月以内。また、定時総会が3月以内に招集されない常況にあると認められる等、一定の要件を満たす場合には、3月を超える月数の期間内または3月を超える月数の期間内）</p> <p>(2) 中間申告 事業年度が6月を超える法人（新設内国法人を除く。）で一定のものは当該事業年度開始の日から6月を経過した日以後2月以内</p> <p>(3) 清算法人 (イ) 各事業年度終了日の翌日から2月以内 (ロ) 残余財産確定の日の翌日から1月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる前日まで）</p>

税目	課税標準等	税率	納期
事業税		<p>※【】中の税率は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 《》中の税率は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分に適用 [] 中の税率は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 (()) 中の税率は、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 < > 中の税率は、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 { } 中の税率は、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用</p>	
	<p>2 個人 令和 5 年中の所得 事業主控除 年額 290 万円 事業専従者控除 青色 支払った給与の額 白色 年額 配偶者 86 万円 その他 50 万円</p>	<p>2 個人 (1) 第 1 種事業 5 % (2) 第 2 種事業 4 % (3) 第 3 種事業 ((4)に掲げるものを除く。) 5 % (4) 第 3 種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 3 %</p>	<p>2 個人 1 期 8 月 15 日～ 8 月 31 日 2 期 11 月 15 日～ 11 月 30 日 ただし、年の中途中で事業を廃止した場合は隨時</p>
地方消費税	<p>1 謙渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額</p>	22/78% (消費税率 (7.8%) 換算で 2.2%)	<p>納付期限は消費税と同じ。 賦課徴収は、国が消費税の賦課徴収と併せて行う。</p>
不動産取得税	<p>不動産の取得時の価格 (1) 特例適用住宅の建築については 1 戸につき 1,200 万円 (新築の「認定長期優良住宅」である特例適用住宅を平成 21 年 6 月 4 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得した場合には 1,300 万円) を控除 (2) 耐震基準適合既存住宅の取得については 1 戸につき、その新築時に控除することとされていた額を控除 ◎ 免税点 土地 10 万円未満 家屋 建築 (新・増・改築) 23 万円未満 その他 (売買等) 12 万円未満</p>	<p>4 % (ただし住宅及び土地について、平成 20 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの取得については 3 %) 次のいずれかの条件に該当する特例適用 (新築) 住宅用の土地を取得した場合、土地の税額が減額される。 (1) 土地と住宅の取得者が同一の場合 イ 土地を取得した日から 3 年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築した場合 (同時取得を含む) ロ 土地を取得した日前 1 年の期間内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた場合 (2) 土地と住宅の取得者が異なる場合 土地を取得した日から 3 年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合で、次のいずれかに当たるとき イ 土地の取得者が、特例適用住宅が新築された時まで引き続きその土地を所有している場合 ロ 土地の取得者から土地の譲渡を受けた者が、特例適用住宅を新築した場合 特例措置 宅地及び宅地比準土地の取得が、平成 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに行われた場合については、課税標準額を価格の 2 分の 1 の額とする。</p>	随時
たばこ税	小売販売業者に売渡し等した製造たばこの本数	<p>喫煙用の紙巻たばこ等 $\frac{1,070 \text{ 円}}{1,000 \text{ 本}}$</p> <p>旧 3 級品の紙巻たばこ $\frac{1,070 \text{ 円}}{1,000 \text{ 本}}$</p>	前月分を毎月末日まで

税目	課 税 標 準 等		税 率		納 期
ゴルフ場利用税	当該ゴルフ場の会員以外の者の平日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日)の利用料金。 当該利用料金が二以上定められている場合には、これらのうち最も高い金額。		基 準 項 目		税 率
			1 15,000円以上のゴルフ場		1,200円
			2 12,000円以上15,000円未満のゴルフ場		1,100円
			3 10,000円以上12,000円未満のゴルフ場		1,000円
			4 8,500円以上10,000円未満のゴルフ場		900円
			5 7,000円以上8,500円未満のゴルフ場		800円
			6 6,000円以上7,000円未満のゴルフ場		700円
			7 5,000円以上6,000円未満のゴルフ場		600円
			8 4,500円以上5,000円未満のゴルフ場		550円
			9 4,000円以上4,500円未満のゴルフ場		500円
			10 3,500円以上4,000円未満のゴルフ場		450円
			11 3,500円未満のゴルフ場		400円
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りの数量		軽油1キロリットルにつき 32,100円		前月分を毎月末日まで
自動車税	1 自動車税環境性能割 ◎自動車の取得価額 免 税 点 取得価額50万円以下		営 業 用 0.5~2.0% 自 家 用 1.0~3.0%		登録、届出時申告納付
	2 自動車税種別割				
	自動車の台数	区 分		営 業 用	自 家 用
		乗 用 車		1 ℥ 以下	7,500円 25,000円
		総排気量(ロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあっては、一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積をいう。以下同じ。) ※自家用については、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自動車		1 ℥ 超 1.5 ℥ 以下	8,500円 30,500円
		1.5 ツ 2 ツ		9,500円 36,000円	
		2 ツ 2.5 ツ		13,800円 43,500円	
		2.5 ツ 3 ツ		15,700円 50,000円	
		3 ツ 3.5 ツ		17,900円 57,000円	
		3.5 ツ 4 ツ		20,500円 65,500円	
		4 ツ 4.5 ツ		23,600円 75,500円	
		4.5 ツ 6 ツ		27,200円 87,000円	
		6 ツ		40,700円 110,000円	
	電 气		7,500円 25,000円		
税	ト ラ ッ ク	最大積載量1トン以下		6,500円 8,000円	
		ツ 1トン超2トン以下		9,000円 11,500円	
		ツ 2 ツ 3 ツ		12,000円 16,000円	
		ツ 3 ツ 4 ツ		15,000円 20,500円	
		ツ 4 ツ 5 ツ		18,500円 25,500円	
		ツ 5 ツ 6 ツ		22,000円 30,000円	
		ツ 6 ツ 7 ツ		25,500円 35,000円	
		ツ 7 ツ 8 ツ		29,500円 40,500円	

税目	課 税 標 準 等	税 率			納 期	
自動車税	自動車の台数	区分		営 業 用	自 家 用	
		トラック	最大積載量8トン超(8トンを超える1トンまでごとの加算額)	4,700円	6,300円	
			小型自動車に属するけん引車	7,500円	10,200円	
			普通自動車〃	15,100円	20,600円	
			小型自動車に属する被けん引車	3,900円	5,300円	
			普通自動車に属する最大積載量が8トン以下の被けん引車	7,500円	10,200円	
			最大積載量が8トン超の被けん引車(8トンを超える1トンまでごとの加算額)	3,800円	5,100円	
		最大乗車定員が4人以上のトラックで乗用車に準ずるもの(ライトバン等)に対する加算額	総排気量10以下	3,700円	5,200円	
			〃10超1.5ℓ以下	4,700円	6,300円	
			〃1.5ℓ超	6,300円	8,000円	
			電 气	3,700円	5,200円	
		型三 自輪 動の 車小	最大積載量1トン以下	4,500円	6,000円	
			〃〃超	6,800円	9,100円	
		バス	区分		営 業 用	自 家 用
			一般乗用用	その 他		
			乗車定員30人以下	12,000円	26,500円	33,000円
			〃30人超40人以下	14,500円	32,000円	41,000円
			〃40〃50〃	17,500円	38,000円	49,000円
〃50〃60〃	20,000円		44,000円	57,000円		
〃60〃70〃	22,500円		50,500円	65,500円		
〃70〃80〃	25,500円		57,000円	74,000円		
〃80〃	29,000円		64,000円	83,000円		
車種用途車	区分		営 業 用	自 家 用		
	主として人の乗用に供する自動車(医療保健用の自動車を除く。)	乗車定員10人以下		乗用車の区分に応じ、それぞれに定める額		
		〃10人超	バスの区分に応じ、それぞれに定める額			
	主として物の運搬の用に供する自動車(医療保健用の自動車及び靈柩車を除く。)	普通自動車及び四輪以上の小型自動車に属するもの	トラックの区分に応じ、それぞれに定める額			
		三輪の小型自動車に属するもの	三輪の小型自動車の区分に応じ、それぞれに定める額			
	医療保健用の自動車(消毒車及び寝具乾燥車を除く。)及び靈柩車	普通自動車に属するもの	10,000円	13,700円		
		小型自動車に属するもの	5,300円	6,800円		
	キャンピング車 ※自家用について は、令和元年10月 1日以後に初回新規登録を受けた自動車	1ℓ以下	6,000円	20,000円		
		1ℓ超1.5ℓ以下	6,800円	24,400円		
		1.5〃2〃	7,600円	28,800円		
		2〃2.5〃	11,000円	34,800円		
		2.5〃3〃	12,500円	40,000円		
3〃3.5〃		14,300円	45,600円			

税目	課 税 標 準 等		税 率				納 期		
自動車税	自動車の台数	区分			営 業 用	自 家 用			
		特種用途車	キャンピング車 ※自家用について は、令和元年10月 1日以後に初回新規登録を受けた自動車	3.5〃 4〃	16,400円	52,400円			
				4〃 4.5〃	18,800円	60,400円			
				4.5〃 6〃	21,700円	69,600円			
				6〃	32,500円	88,000円			
			そ の 他	電 気	6,000円	20,000円			
				普通自動車に属するもの	16,000円	19,000円			
				小型自動車に属するもの	8,000円	9,500円			
	合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車								
	自動車の台数	(イ) 普通乗用車			総排気量4.50以下 〃 4.50超	年額 19,000円 〃 22,000円	(証紙徵収) 毎年4月中		
		(ロ) 小型乗用車				〃 7,500円			
		(ハ) 普通トラック				〃 32,000円			
		(ニ) 小型トラック				〃 7,500円			
		(ホ) 特種用途車 ・主として人の乗用に供する自動車 年額(イ)・(ロ)の区分に応じ、それぞれに定める額 ・主として物の運搬の用に供する自動車 年額(ハ)・(ニ)の区分に応じ、それぞれに定める額							
鉱区税	鉱区の面積	(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額 200円 採掘鉱区 〃 年額 400円							
		(2) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 (イ) (ロ)の鉱区以外のもの 面積100アールごとに 年額 200円							
		(ロ) 河床に存する鉱区 (鉱業法施行法によるものに限る。) 河床の延長1,000メートルごとに 年額 600円							
		(3) 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 (イ) 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額 200 × $\frac{2}{3}$ 円							
		(ロ) 採掘鉱区 〃 年額 400 × $\frac{2}{3}$ 円							
固定資産税	大規模償却資産の価額のうち、市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額						1期 4月15日～ 4月30日 2期 7月15日～ 7月31日 3期 12月15日～ 12月25日 4期 2月15日～ 2月末日		
	1.4%								

税目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	(1) 加工事業者の行う濃縮 課税標準の算定期間内において濃縮により生じた製品ウランの重量	(1) 加工事業者の行う濃縮 製品ウランの重量 1 キログラムにつき 36,500 円	課税標準の算定期間(原子炉設置者の行う核燃料物質等取扱税にあっては、核燃料の挿入がなされた日の属する月)の末日の翌日から起算して2月以内
	(2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 課税標準の算定期間の末日における発電用原子炉の熱出力	(2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 発電用原子炉の熱出力千キロワットにつき 38,250 円	
	(3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 核燃料の挿入に係る核燃料の価額	(3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 核燃料(既に核燃料物質等取扱税が課され、又は課されるべきものを除く。)の価額の 8.5%	
	(4) 使用済燃料貯蔵事業者の行う特定使用済燃料の貯蔵 課税標準の算定期間内の特定使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	(4) 使用済燃料貯蔵事業者の行う特定使用済燃料の貯蔵 特定使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1 キログラムにつき 620 円	※令和 6 年 8 月 31 日から適用
	(5) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	(5) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1 キログラムにつき 19,400 円	
	(6) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	(6) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1 キログラムにつき 1,300 円 (当分の間 8,300 円)	
	(7) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 課税標準の算定期間内の廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	(7) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 廃棄体に係る容器の容量 1 立方メートルにつき 96,500 円	
	(8) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量	(8) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 ガラス固化体に係る容器の数量 1 本につき 2,971,300 円	

税目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
狩 猎	狩 猎 者 の 登 錄	<p>第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録 ① 所得割額の納付を要する者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当する者(次の③又は④に該当する者を除く。) 16,500 円</p> <p>② 所得割額の納付を要しない者(同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者を除く。)</p> <p>③ 所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者</p> <p>④ 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農業、水産業又は林業に従事しているもの 11,000 円</p> <p>網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録 ① 所得割額の納付を要する者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当する者(次の③又は④に該当する者を除く。) 8,200 円</p> <p>② 所得割額の納付を要しない者(同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者を除く。)</p> <p>③ 所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者</p> <p>④ 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農業、水産業又は林業に従事しているもの 5,500 円</p> <p>第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録 5,500 円</p> <p>対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録 課税免除</p> <p>許可捕獲者又は許可捕獲従事者に係る狩猟者の登録 上記の区分に応じた税率に2分の1を乗じた税率</p>	随時
産業廃棄物税	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき 1,000 円	前月分を毎月末日まで

税目	課 税 標 準 等	譲 与 の 基 準	譲与の時期
特別法人事業譲与税	特別法人事業税（国税） (1) 外形標準課税の対象法人 基準法人所得割額×260/100 (2) 特別法人 基準法人所得割額×34.5/100 (3) 資本金1億円以下の普通法人等 基準法人所得割額×37/100 (4) 電気供給業（小売電気事業・発電事業等を除く）、導管ガス供給業及び保険業を行う法人 基準法人収入割額×30/100 (5) 小売電気事業・発電事業等・特定卸供給事業を行う普通法人 基準法人収入割額×40/100 (6) ガス供給業（特定ガス供給業） 基準法人収入割額×62.5/100 ※基準法人所得（収入）割額とは、地方税法の規定によって計算した所得（収入）割額をいう。	特別法人事業税収入額の全額を、財源超過団体においては当該団体に係る基準特別法人事業譲与税額から当該基準特別法人事業譲与税額の75/100に相当する額を控除した額を、財源不足団体においては当該団体に係る基準特別法人事業譲与税額に財源超過団体における控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額を譲与	5月、8月、11月及び2月
地方揮発油譲与税	地方揮発油税（国税） 製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量から政令で定める一定数量を控除した数量で、1キロリットルにつき 5,200円	地方揮発油税の収入額の58/100に相当する額を、道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積にあん分して譲与	6月、11月及び3月
石油ガス譲与税	石油ガス税（国税） 石油ガスの充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る課税石油ガスの重量で、1キログラムにつき 17円50銭	石油ガス税の収入額の1/2に相当する額を、道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積にあん分して譲与	6月、11月及び3月
自動車重量譲与税	自動車重量税（国税） 自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車の重量	自動車重量税の収入額の431/1,000に相当する額を各都道府県の自家用乗用車（登録車）の課税台数にあん分して譲与 ※自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和4～15年度は357/1,000（当分の間431/1,000）、令和16年度は401/1,000（当分の間475/1,000）、令和17年度以降は416/1,000（当分の間490/1,000）とされている	6月、11月及び3月
航空機燃料譲与税	航空機燃料税（国税） 航空機に積み込まれた航空機燃料の数量で、1キロリットルにつき 13,000円	航空機燃料税の収入額の4/13に相当する額の1/5に相当する額を空港関係都道府県に対し、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る航空機の延べ重量、旅客数若しくは着陸料の収入額又は騒音世帯数にあん分して譲与	9月及び3月
森林環境譲与税	森林環境税（国税） 国内に住所を有する個人に対して、一人あたり 年額 1,000円 （令和6年度から課税開始）	森林環境税収入相当額の1/10に相当する額を各都道府県の私有林人工林面積で55/100、林業就業者数で20/100、人口で25/100にあん分して譲与	9月及び3月